

技術評価実施規程

平成15年10月1日

平成15年度規程第27号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が行う独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（15度新エネ総第1001004号。以下「業務方法書」という。）第40条第1項に規定する評価のうち、技術評価の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語の意味は、次のとおりとする。

- 一 「評価事務局」とは、評価の事務局となる機構内の部署であり、評価の取りまとめの責任を負う。
- 二 「評価システム」とは、評価目的、評価時期、評価対象及び評価方法等、評価に係るあらゆる概念及び要素を包含した評価制度・体制の全体をいう。
- 三 「推進部署」とは、研究開発を推進する機構内の部署をいう。
- 四 「外部評価」とは、機構外の非利害関係者を評価者として行う評価をいう。
- 五 「第三者評価」とは、機構とは別の独立した非利害関係機関が行う評価をいう。
- 六 「プロジェクト」とは、機構が定めたプロジェクト基本計画に基づき、実施する研究開発をいう。
- 七 「課題設定型助成事業」とは、機構が定めた技術開発課題に基づき、実施する研究開発をいう。
- 八 「制度」とは、業務の目的、内容及びその運営において一体を成すテーマ公募型事業の単位をいう。
- 九 「テーマ公募型事業」とは、研究開発内容を公募・選定し、実施する研究開発をいう。
- 十 「テーマ」とは、前号で公募・選定した研究開発内容の単位をいう。
- 十一 「査定部署」とは、資源配分の査定を行う機構内の部署をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成

14年法律第145号)第15条第1項第1号から第3号まで、第10号及び第11号に定める機構の業務のうち、プロジェクト、課題設定型助成事業及びテーマ公募型事業に適用する。

(基本方針)

第4条 技術評価の実施に当たっては、業務方法書及び本規程に定めるところによるほか、「国の研究開発評価に関する大綱的指針(平成13年11月28日内閣総理大臣決定)」並びに独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構中期目標及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構中期計画の趣旨を踏まえるものとする。

(技術評価の目的)

第5条 機構が実施する技術評価の目的は次のとおりとする。

- 一 業務の高度化等の自己改革を促進する。
- 二 社会に対する説明責任を履行するとともに、経済・社会ニーズを取り込む。
- 三 評価結果を資源配分に反映させ、資源の重点化及び業務の効率化を促進する。

(技術評価の共通原則)

第6条 技術評価の実施に当たっての共通原則は次のとおりとする。

- 一 評価の透明性を確保するため、評価結果のみならず評価方法及び評価結果の反映状況を可能な限り被評価者及び社会に公表する。なお、評価結果については可能な限り計量的な指標で示すものとする。
- 二 評価の明示性を確保するため、可能な限り被評価者と評価者の討議を奨励する。
- 三 評価の実効性を確保するため、資源配分及び自己改革に反映しやすい評価方法を採用する。
- 四 評価の中立性を確保するため、可能な限り外部評価又は第三者評価のいずれかによって行う。
- 五 評価の効率性に留意するため、研究開発等の必要な書類の整備及び不必要的評価作業の重複の排除等に努める。

(評価の時期による類型)

第7条 技術評価は、その実施時期により、事前評価、中間評価、事後評価及び追跡評価に区分する。

(評価の実施に係る指導等)

第8条 全ての評価事務局は、評価の開始前に、評価方法を研究評価部に報告しなければならない。また、研究評価部は、評価事務局に対し、指導及び助言を行うことができる。

(評価事務局)

第9条 次の事項に係る評価事務局は、原則として研究評価部とする。

- 一 制度に関する中間評価、事後評価及び追跡評価
 - 二 5年以上のプロジェクトに関する中間評価
 - 三 5年以上の課題設定型助成事業に関する中間評価
 - 四 プロジェクト及び課題設定型助成事業に関する事後評価及び追跡評価
- 2 前項以外の評価事務局は、原則として推進部署とする。

（評価結果等の取扱い）

第10条 全ての評価事務局は、評価終了後速やかに評価結果を査定部署に提出しなければならない。

- 2 査定部署は、機構の資源配分に係る査定に当たっては、当該評価結果を踏まえ検討する。

（評価システムの見直し）

第11条 評価事務局は、評価システムをより精度の高いものとしていくために、評価作業が終了する度ごとに点検し、原則として毎年度評価システムの見直しを検討する。

第2章 技術評価

（制度の評価）

第12条 制度については、必要に応じて事前評価、中間評価、事後評価及び追跡評価を行う。具体的には次のとおりとする。

- 一 事前評価は、制度の開始の際に行い、制度の位置付け及びその実施方法について評価する。
- 二 中間評価は、制度の目標達成度の把握とともに、制度の継続・拡大・縮小・中止等の資源配分に資するための評価を行う。
- 三 事後評価は、制度終了後速やかに行い、制度の目標達成度を評価する。
- 四 追跡評価は、制度終了後の適切な時期において制度が及ぼした経済的、社会的効果等について必要に応じて追跡的に情報収集し、評価する。

（テーマの評価）

第13条 テーマについては、必要に応じて事前評価、中間評価、事後評価及び追跡評価を行う。具体的には次のとおりとする。

- 一 事前評価は、新規テーマの選定の際に行い、テーマの内容について評価する。
- 二 中間評価は、テーマの実施中に行い、テーマの目標達成度の把握とともに、テーマの継続・拡大・縮小・中止等の資源配分の判断に資する。
- 三 事後評価は、テーマの目標達成度の把握を行うための評価である。事後評価は、原則としてテーマ終了直後に行う。
- 四 追跡評価は、テーマ終了後の適切な時期において、テーマが及ぼした経済的、社会的効果等について、必要に応じて追跡的に調査を行い、評価する。

(プロジェクトの評価)

第14条 プロジェクトについては、事前評価、中間評価、事後評価及び必要に応じて追跡評価を行う。具体的には次のとおりとする。

- 一 プロジェクトの事前評価は、プロジェクト開始時にプロジェクトの位置付けと実施方法に対して行う。
- 二 プロジェクトの中間評価は、プロジェクトの目標達成度の把握とともに、プロジェクトの継続・拡大・縮小・中止等の資源配分の判断に資する。プロジェクトが5年以上の場合には、概ね3年毎を目途に実施する。プロジェクトが5年未満の場合でも、必要に応じて中間評価を実施する。
- 三 プロジェクトの事後評価は、プロジェクトの目標達成度の把握を行うための評価である。事後評価は、原則としてプロジェクト終了直後に行う。
- 四 プロジェクトの追跡評価は、プロジェクト終了後、適切な時期においてプロジェクトが及ぼした経済的、社会的効果等について、必要に応じて追跡的に調査を行い、評価する。

(課題設定型助成事業の評価)

第15条 課題設定型助成事業については、事前評価、中間評価、事後評価及び必要に応じて追跡評価を行う。具体的には次のとおりとする。

- 一 課題設定型助成事業の事前評価は、事業開始時に事業の位置付けと実施方法に対して行う。
- 二 課題設定型助成事業の中間評価は、事業の目標達成度の把握とともに、事業の継続・拡大・縮小・中止等の資源配分の判断に資する。事業が5年以上の場合には、概ね3年毎を目途に実施する。事業が5年未満の場合でも、必要に応じて中間評価を実施する。
- 三 課題設定型助成事業の事後評価は、事業の目標達成度の把握を行うための評価である。事後評価は、原則として事業終了直後に行う。
- 四 課題設定型助成事業の追跡評価は、事業終了後、適切な時期において事業が及ぼした経済的、社会効果等について、必要に応じて追跡的に調査を行い、評価する。

第3章 その他

(その他)

第16条 前各条に定めるもののほか、評価の実施について疑義が生じた場合は、研究評価部と推進部署が協議の上、研究評価部が判断する。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。